

鹿児島県高等学校総合体育大会開催基準要項

1 開催の主旨

高等学校教育の一貫として、広くスポーツの実践の機会を与え、県下高等学校の体育を振興し体力の向上を図り、健全なスポーツ精神を涵養することにより、心身ともに健全な高等学校生徒の育成と生徒相互の親睦を図るものである。

2 大会の名称

「令和 年度 鹿児島県高等学校総合体育大会」と称する。

3 主 催

鹿児島県高等学校体育連盟 鹿児島県教育委員会

4 後 援

公益財団法人鹿児島県スポーツ協会 関係競技団体 開催市町村 開催市町村教育委員会
報道関係 他

5 主 管

鹿児島県高等学校体育連盟（競技名）競技専門部

6 大会の開催

- (1) 各競技専門部会で大会実施要項原案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て年1回行うことを原則とする。
- (2) 競技大会実施要項作成要領については別に定める。

7 大会の期間

- (1) 競技日程は生徒の健康管理に留意し、努めて短い期間で、かつ合理的に設定するよう工夫し、配慮しなければならない。
また、ラグビー及びサッカー等長期間を要する競技でも6日を超えないように工夫する。
- (2) 時期は5月下旬・6月上旬を原則とする。ただし、競技場等の都合により同期にできない競技については考慮する。
- (3) 開催は平常日を原則とする。
- (4) 日程の変更については高体連会長の承認を必要とする。

8 競技の方法

- (1) 学校対抗とする。
- (2) その他は競技専門部で別に定める。

9 引率・監督

- (1) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の認める学校の職員とする。
また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」（学校教育法施行規則第78条の2に示された者）も可とする。ただし、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に事前に届けること。

【参考】引率が認められる職員とは、校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師（常勤）・部活動指導員・実習助手である。ただし、実習助手については、以下の

条件を全て満たし、校長が承認した者である。

- 1 正規職員であること
 - 2 当該部活動の指導を常時行っていること
 - 3 教員免許状の普通免許状を有していること又は免許法認定講習等で生徒指導に関する単位を1単位以上取得し、かつ6年以上の勤務経験があること
- (2) 監督、コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
- ただし、(2)について全国高等学校体育連盟各競技専門部における別途規定が定められている場合は、その規定に従うことを原則とする。

10 参加資格

- (1) 本年度鹿児島県高等学校体育連盟加盟校在籍学生であること。ただし、休学中、留学中の生徒は除く。
- (2) 年齢は平成〇〇(〇〇〇〇)年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (3) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (4) 統廃合の対象となる学校については、当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。(合同チーム参加届けを提出)
- (5) 部員不足によりチーム編成が困難な学校は、下記により同じく部員不足の学校同士による合同チームでの大会参加を認める。ただし、競技専門部で合同チームによる参加が認められた競技に限る。(合同チーム参加届けを提出)
 - ア 出場に関する規定については、各競技実施要項による。
 - イ チームの編成においては、計画的に合同練習を実施できる近隣の学校同士を原則とする。
 - ウ 勝ち上がりについての制限は各競技専門部の申し合わせによる。
- (6) 離島における特別支援学校高等部支援教室（以下「支援教室」という。）とその設置高等学校（以下「設置校」という。）は、特例として下記により合同チームでの大会参加を認める。
 - ア 出場に関する規定については、各競技実施要項による。
 - イ 加盟校ではない特別支援学校の支援教室の場合は、大会開催基準要項における参加資格の特例、大会参加資格の別途に定める規定並びに本連盟細則第13条に従い大会参加を認める。
 - ウ 勝ち上がりについての制限は各競技専門部の申し合わせによる。
- (7) 転校・転籍後6か月未満（水泳1年未満）の者は参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）ただし、一家転住等やむを得ない場合は県高体連会長の認可があればこの限りではない。
- (8) 参加する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。
- (9) その他の事項については、全国高校総体実施要項に準ずる。
- (10) 参加資格の特例
 - ア 上記(1)に定める生徒以外で、(2)～(7)の大会参加資格を満たし、かつ、県高体連が承認した生徒を、別途に定める規定に従い大会参加を認める。
 - イ 上記の(2)のただし書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
 - ウ 学年の区分を設けてある課程に在籍する生徒の出場は、3学年までの年齢19歳以下のものに限る。（同一学年での参加は同一種目1回限り）

〔大会参加資格の別途に定める規定〕

- 1 学校教育法第72条, 第115条, 第124条及び第134条の学校に在籍し, 全九州高校体育大会・全国高校総合体育大会県予選大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 全国・九州・鹿児島県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し, それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する専修学校及び特別支援学校, 高等専門学校, 各種学校にあっては, 学齢・修業年限とともに高等学校と一致していること。また, 広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては, 県高体連の予選会から出場が認められ, 九州・全国大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては, 部活動が教育活動の一環として, 日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており, 活動時間帯が高等学校に比べて著しく均衡を失っていない, 運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 全国・九州・鹿児島県高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し, 競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに, 大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては, 責任ある職員が引率するとともに, 万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど, 万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については, 応分の負担をすること。

11 参加申込みの方法

大会参加に際して提供される個人情報等は本大会活動に利用するものとし, これ以外の目的には一切利用しないものとする。(詳しくは別紙「個人情報保護及び肖像権に関わる取扱いについて」を参照)

- (1) 当該学校長の責任において所定の様式(参加申込書)により2部作成し, 定められた期日までに申し込むとする。
- (2) 申込締切日は原則をして大会初日より14日(2週間)前とし, 締切日以降の申し込みは受け付けない。

ただし, 高体連申し合わせ事項により, 申込書を締切日に必着するように発送したが, 諸般の事情により必着が危ぶまれる場合, 締切日以前であればあらかじめ電話連絡することができる。

その場合は, 学校名, 団体, 個人, 学年, 性別, 氏名を知らせる。

- (3) 申込場所
鹿児島市谷山中央八丁目4番1号(〒891-0141)
県立鹿児島南高等学校内 県高等学校体育連盟事務局宛(TEL099-268-8391)
- (4) 参加申込書提出後に出場を辞退しなければならなくなった場合は, 速やかに専門委員長に連絡をし, 大会出場辞退届を県高体連事務局に提出する。

12 組 合 せ

競技専門部において申し合わせのとおり厳正に行う。

13 表 彰

団体・個人とも3位まで表彰する。ただし, リーグ戦を実施する競技については4位までとする。